

加齢性難聴者の補聴器購入費助成制度の創設を求める意見書

現在、国の補聴器購入への助成は、障がい者手帳をもつ両耳の平均聴力レベルが70デシベル以上の高度・重度難聴者が対象です。

健康寿命延伸には、家族との円滑な日常会話や地域社会活動への参加が必要と言われています。障がい者に該当しない、中・軽度難聴者（30～60db）の多くは、孤立感を感じながらもコミュニケーションを半ば諦めた毎日を送っている現状です。

難聴者が日常生活を円滑に行い、地域社会活動に参加するためには補聴器は生活必需品となります。全国での補聴器所有者は約210万人（普及率13.5%）と、ヨーロッパ先進国（30～40%）に比べ極端に低い所有率（推計値。2018年一般社会法人日本補聴器工業会調べ）であり、日本での補聴器の普及が求められています。

しかし、日本において補聴器の価格は高額で、保険適応ではないため全額自費となります。身体障がい者福祉法第4条に規定する身体障がい者である高度・重度難聴者の場合は、補装具費支給制度や、購入後に医療費控除を受けられるものの、その対象者はわずかです。特に、低所得の高齢者に対する配慮が求められます。

国内では、一部の自治体で高齢者の補聴器購入に対し補助を行っています。補聴器の更なる普及で高齢になっても日常生活の質を落とさず、心身とも健やかに過ごすことができ、うつ病や認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながると考えます。

全国市長会からは、新しい補助制度の要望も出ている事もあり、国におかれては、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度を創設するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和5年9月15日

島根県邑南町議会

(意見書の提出先)

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣